

# ンズ

編集発行

TOUGH SHOP 広島 代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051 広島市中区大手町3丁目7-2 TEL. 082 (544) 6311 FAX. 082 (544) 6312

#### (長月) SEPTEMBER 16日・敬老の日

22日・秋分の日 23日・振替休日

日	•	8	22
月		9	23
火	۰	10	24
水	•	11	25
木	•	12	26
金	۰	13	27
土	•	14	28
日	1	15	29
日月	1 2	15 16	29 30
		-	
月	2	16	30
月火	2 3	16 17	30
月火水	2 3 4	16 17 18	30

#### 9月の税務と労務

国 税/8月分源泉所得税の納付 9月10日

国 税/7月決算法人の確定申告(法 人税・消費税等) 9月30日

国 税/1月決算法人の中間申告 9月30日 国 税/10月、1月、4月決算法人 の消費税等の中間申告(年 3回の場合) 9月30日



#### ワンポイント 代表取締役等住所非表示措置

登記事項証明書等における会社の代表取締役等の住所表示を、 市区町村までとすることができる措置。プライバシー保護のため 令和6年10月から開始します。設立登記の際などに手続きが行え ますが、登記情報で代表者の住所を証明できず、金融機関の融資 等で不都合が生じる可能性があり、慎重な検討が必要です。

# 価 価価

「時価会計を導入する! 今回は、従来の「簿価会計 の違いは何か で「時価会計」の違いは何か 商時 リットや具 品価 、て詳 こしくみ 算時の 体的な算定方法 ていきます。 です。

金融商品の金融商品の どは により は 再 評 時

の要件として

価

下

う的義

価

を封じ、い

ざる恣

することで経営者

の で 一 計 時 にデ時と **ら会計手法です。** 一部を「時価」に 可上した資産のう 価 計を導入するメリット・価会計」の違いは何か、は、従来の「簿価会計」 計 のうち金石のうち金石の は 融価 商主 価品義

市株式 な M格で評 などの金 また、 原は一能す の売はすなる 代 に応じて売却できる商 一般的で、 表的 なも 0 は

売買を目的としていないため、方、満期保有の目的債権など 則として時価評価をしません。 性があるものも含まれ 子会社、 時価評 関連会社の株式 れます。

金融商品の評価額も常に変動する金融商品が持つ「含み損益」が一般的です。

はいい おり、購 株式市場 金融資産である「上場株式」はず差額が生じることになります。 るということです。金融商品の評価額も が原し 出価 より る状 物で株価が日々変化性である「上場株4 一人価額が 然でこのに が価が上り より株 い儲けが「工昇すれば、」します。 つまり、 価 間に必ずり、取ので変動す

> 吹させることが「はこの含み損益を見 元えることになっしている状態 ŋ 含み損 毎 毎期ごとに評価・検討しることが「時価会計」含み損益を財務諸表に になります。 水態で「含み 含み 表に 損 で反

や評別

価

が 必は

品として

Ŀ

株式

です。

反 評 あ 映

価 損

益

という ます

形

で財

表に

額

である。評価

市

正

な 期時評

抱を

が場

## 簿 価会計と時 価会計 0) 違 61

産計上し決算期において評価替産計上し決算期において評価主義」を基礎としていました。取得原価主義を採用する理由は、未実価主義を採用する理由は、未実の利益まで評価益として計上してしまうと、可処分所得としてはまうで資金が社外流出してはまう可能性があり、必要以では、 上に企業の のの価価 目 **業の資金繰りを圧** で しす。 。 い「取得原価主義」時価会計が導入さに支出した金額で資価会計が導入さる。 ことで資 一融資 資産 評 を防 迫する 価 を

を 13 Ł なり ま

計上します。つまり、未確定の情にで順簿価会計と同様、支出した金額簿価会計と同様、支出した金額簿価会計と同様、支出した金額の資産計上を行います。決算時にで資産計上を行います。決算時にで明務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることをで財務諸表に反映させることを 損益を見越し計上します。 算 価 なることになります。 的財時 、益を見越し計上することにな 主 点におい 毎期 会計 は、 ごとに数値 ける「含みば、金融商品が が 金採融用 す る 大きく 損益 が — 持時 つ価 ま決評

# 0) メリ ッ ト

陥み不に合損のメス場動気、が影り を 正 時 (動す 気 動 3産や億単いない! 価 によって大きな債務性や億単位の金融商 会計 る ないリスクが生じます。 資 は、 産 価 値 資 を 産 把 0) 商 品が現 超 在 品 で は含 きる 価 値

する投資家にとっては早が大切です。また、株式正確に価値を把握してお でき、 で企 業の損が やすくなります。 夕 予想を行 イムリー **りーな投資** 1うことが は早い段階 れ式を購入 お

## 時 のデメ IJ 'n

## 価 ・ブレ が き す

士に依 が、不動 などは時 たり価 でし 0) 動産 価 かあ その 産などは時 で その がり 都度、 わかかませ たり か ŋ する場 W あくま 不価がす 評不価 仮 い場 で 合に 売 評 株 0 式価想却

そぶ でいる時は全さい、価与 ででたまたま相場の状況、 かったときは企業の財務状況、 がったときは企業の財務状況、 は、、決算の を導入すると、 びは ます。 この に企よ大が状況タが産変いで業うき暴況がイ求鑑動で で業うき落が良ミめ定しす て呼定れあ

# 基準とは? 算定に関する

きて

ま

ま

玉 [際会計 基 準 審

> 一同委員会が企業会計基準第3号 一同委員会が企業会計基準第3号 一同委員会が企業会計基準第3号 、、資産価値が変動す、 に定 ます。 義 し 基 31 たって指 た。 号 導入する P 準 企 Î 正業会計: が指 'n 象となる 適時 日 針となる 用価 S 針 n 価 本 0) が指の を公表したことを機 基準委員会 玉 時 針 算 取 界定に関する会計 E基準適用指針第に関する会計基 'n 金 価 で 主に ず。 融商 「時」 会計 は 2 方などが 等を公表し う会計 品、評価 の定 の定 (A 1 S 9 B 年 て 指た ま

# 時 価会計の の算定方法

す。

は、 るた時 11 ば 心必要がたって十二 、ます。 れる2 評 評価技法とインプットと要があります。時価の質て十分なデータを取りなる計では、時価の評価に つ の要素 で構 成 り入 ž と算 n

## (1) O 技法

マー たは ケット・ 類 似 アプロ 資 産 また 1 チ は

> (2) 得 引 5 丰 現 n 力 を ヤッシュフロー る現在の 在 す 価 アガ 値 の市 で示す技 口法取 場 1 引 の等 チ ) :: t 期 0) 待将利

(3) なコストに コ ス 調 達 ŀ でする場合に 基づく ア プ 口 ーチ…資富 技 に 現 在

要産

きる 手 基 できる観察可能な市場デーる際に用いる仮定のこと。 0 を で最優先し、時価の算定り構成されて |づく | 観察可能なインプット インプット インプットとは きる 成されています。【表参照】 できないインプット」によ 影察可能· 先し、時価が最も把の算定の際にはレベ 果を 最 良 選ぶことが大切 な市場はない の情報に基づく 時 価 場データに を算 レベル1 が入 握で 定

ŋ

する 企る 日の 業評 時 場時 価株 面価 式の気 に評 価 はスムーズになります。 適価 計を導入することで、の価値を適正に判断す場動向に合わせて変動 したた は れは 企 業 .評 評 グローバルス 価方法です。 № & ♪ 価 定

> じ時 た 価 られ使 使い計 À るでしょう。 い分ける柔軟な にます 歌な対応が求明を状況に応 ٤

ょ

所 普	
,	

レベル	内 容	観察 可能性	例
レベル1	時価算定日において企業が入手できる活発な市場における同一の資産または負債に関する相場価格であり調整されていないもの	0	東京証券取引所 で取引される普 通株式
レベル2	資産または負債の直接的または間接的に観察 可能なインプットのうちレベル 1 以外のもの	0	保有する建物
レベル3	資産または負債のうち観察できないもの 関連性のある観察可能なインプットが入手で きない場合に用いる	×	金利スワップ

#### 令和6年度税制改正

#### ~交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引上げ~

**あものである限り、交際費等かれる旅行などの費用は、通常要すの費用、会議の際に飲食物を供めするための費用は、通常要するためがいます。** るものである の費用、会議 ら 飲食費 除かれます。 一以人後 人当たり5千円以下後に開始する事業年 また、 交際費等か

され W 頃金不算入制でお今回の改正 令和 6 令和 6 た内容につ わりましたのでものである。 の年度税制改工 て取り上 交際費 で 正 で げ改取つ ま正りい

が令の 1和9年3月31日まで適用期限 1損金不算入制度については、 なお今回の改正で、交際費等 延長され ました。

# 交際費等とは

費等に含まれます。 る待 等とい ために などの名目 関 います。 支出する 係 0) 意先 ある者に であっても、 あっても、交際接待費や機密 費用 P 仕 を、 などをす 対して接 先など 交際

一方、【表1】に示すように、



### 飲 食費の 特

を を適用するためには、質が交際費等から除か一人当たり5千円以 がれて以下 ~る 規 定食

- 飲食等の金額や飲食店名、飲食等に参加した得意先などの氏名や自社との関係参加者数
- 住 飲食等 参加者 ることを 名
- 要があた 要があた が記載 が記載された書類を保存・明らかにする必要事項・ その他飲食費である からは、 ります。 待等 か n 自 **寺のために支出する** 目社の役員や従業員 す。なお、この飲食 た書類を保存する必 ます 参加者全員 (以下同)。 項 0 氏

#### 和 6 年 **十度税制** 改 正

き上げられたから一人当れ 基準 等 ーが、 一· 6 一人当たり5千四の除かれる飲食費の ました。 一たり1万 河以 ス 下に引 の 金額 、 交際

# 交際費等の損金不算

て適用されます。日以後に支出する飲

食費に 6 年

つ 月 1

は、

令和

4

本金 ついて、交際費等の損金不算入 本金又は出 が1億円以下の金又は出資金(以 法 下 人に資

等から除外する経理処理は、認 つても差し支えありません。 この規定は、一人当たりの金額が5千円と超える飲食費について、その飲食費のうち5千円を超える部分だけを交際費等に を超える部分だけを交際費等に し、5千円以下の部分を交際費 いっても差し支えありません。 部 会長 社 参加 が多 他 10 名」などの 記載であ 吻合や参

9月号—

金預ー法金法 合そ円(令際の事を金銭が入る計の)金銭を 参不は金損 - 法金法 昭質、が全接人が人 し理式法は、たちのに、 飲事業 こは、 た方のに ま照算 0 万 入支1不待は1のお額事を和 金式場よれ 50 支円 不算的 1 のことでは、第一年 2 のことでは、第一日 2 のことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことでは、第一日 2 ののことを へ額になりまれてなりまれています。 100%子は、前記②「は、前記②「ない食費ののほ円を 100億円超10%子は、前記②「ないないででででである」。 100億円を 1000円を 100円を 100回を 100回 6 費の年で%出 額の合 って 人が交 出が次 に場は 年 は額度支 交際きい 交 4 よ合税異適際 をに出 際 一いお 、 費等 すれ 定飲月 りは抜な用費 交 費 行税金の 支出 世 す 等 人いい すの を 当まて い込額 ての り%支0法5 費 か 1 - 1 で、後 ま金で税い金 こたり 支等 接 年 0 。金出 、抜る額 の交際以に日金際以 غ 額 た 待 間 金 で 税経経の 金 法は5ますは 額 飲 8 損法資額費下資上 とす 額人1千たる 算込理理判 食 0 2 損 法 貿 観 貿 『 貝 エ 2 金 人 本 が 等 の 本 の 定経方方定 のが万円接交そ 0

#### 表1 交際費等から除かれる費用

内容	備考*1		
専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用 (取引先に対する接待、供応、慰安などのための旅行は、交際費等に該当)	福利厚生費		
飲食などのために要する費用*2で、支出金額が1人当たり5,000円以下のもの(得意先との旅行・観劇等の途中で行う飲食代は、飲食のみの接待ではないため旅行費用等に含まれて、その全額が交際費等に該当)	書類保存 要件あり	<b>→</b>	令和 6 年度税制改正で 基準額が 1 人当たり [ <b>1 万円以下</b> ]に 引き上げられた
カレンダーや手帳などの物品を贈与するために 通常要する費用	広告宣伝費		
会議に関連して、茶菓や弁当などの飲食物を供 与するために通常要する費用	会議費		
出版物や放送番組を編集するために行われる座 談会など、記事の収集や放送のための取材に通 常要する費用	取材費		

- ※1 備考欄の勘定科目は、一般的に使用されるものを表記してあり、この科目の使用が強制されるものではありません。
- ※2 専らその法人の役員・従業員・これらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。

#### 表 2 交際費等の損金不算入額の計算方法

法人の区分	損金不算入額
中小法人 <sup>選</sup> (資本金 1 億円以下の法人)	次のいずれかの金額を選択することができる ① 支出交際費等-年800万円 ② 支出交際費等-接待飲食費の50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円以下の法人	支出交際費等-接待飲食費の 50%
中小法人以外のうち 資本金 100 億円超の法人	支出交際費等

注 資本金5億円以上の法人の100%子法人等は、①は適用できません。

## 男女均等な 採用選考ルール

げ 例の いえば、 うます (1 社 ずれ 員、パ

**等な待遇を受けら** て差別を受けることをなくして て、 くことを趣旨として定め 分野にお その意欲、性別にない、性別にない。 労働者が性 と能 て均等な機 会 か 均 か ||度や方針におっれるようにす 別を理 力に応 わ らず 法 心じて均、雇用 由 5 とし 労

#### を解 今回 として留意し は、 します。 集 そ 採用 おきたい 一考時 点の

います。

選

別 を理 採 用 に関 由 とする差 別 別 がを理 止

> 又は採用に当たって、男女ずれかのみとすることや、 性向きの職種」等の表示を行うを除く。)、又は「男性歓迎」、「女 しないことが明らかである場合 集又は採 象を男女の かを表す職 用 の対 ر ا ا のいずれかのみと職種の名称を用いたって、男女のいすることや、募集 パ象を男 女の W

ことが禁止されています。 (2) なるものとすること 募集・採用の条件を男 女で

婚 することが該当します。 などを募集 条件を満 と等を条件とし、 ないこと、自宅から通勤 た 常者であること、子を有いて、女性についての これ は、募集又は採用 たす者を優先すること • 採 用選考の 又はこれら 野するこ じて み、 基 に 準 0) い未当

取や資 質の 有 選 後考に つい おい て男女で て、 す Ś 能 方法 なる 力

扱いをすること 7 実

> す 記 女で や なる ま ず。 b 験 0) 0 ح 合

とする差

别

が

正

さ

n

る

例

を

か

を

す

か

5

女

や

雇

用

形

れか一方のみ質問することなども
あこと、採用面接に際して、結婚の予定の有無、子供が生まれ
が場合の継続就労の希望の有無
た場合の継続就労の希望の有無 (4) 募集・採用に当禁止されています。 れ用 験 を実 する 女 男 で異 女 0 八なる e y ず

することが該当します。男女のいずれかを優先し こと、又は、設定した人数に従 男 採 て採用することなども、 ガ女別の 例えば、このいずれ 女のいずれかを優先し.用の基準を満たす者の これを明示して、募集する いずれかを優先すること募集・採用に当たって男 採用予定人数を設 採用選考に当たって、 8当します。また、かを優先して採用 中 から 定 9

いて、男女で『、採用に関する情報の提供の人の内容の説明等 (5) 求人の内該当します。 すること 取扱いたのという。 っ を

の送 のみとし、又は資料の内坯付する対象を男女のい会社の概要等に関する。 内い Ź ずれ料 送かを

象とす

す 格 することなどが禁止され 付 時 期 等 を男 女で異 なるも 7 いの

#### 間 接 差 別 0) 禁 止

利方を登 (1) 理 要件 由 の性 力を要件とすること **並を与えるものを、** の性の構成員に相当 労働 なく とす 行うものが該当します。 者 の る 身長、体重 で 別 当 あ 以 合理的 程 つって、 支は 度 0 0) な 不 一由

合理的な理由がな長・体重・体力要 中に、身長・体重・体力要件はまた、複数ある採用の基準は差別として禁じられます。 にな対がつ なされ ・体重・体力要件を満たして いては、 募集又は採用 力要件を満たして 7 e V 特に優秀 由がない場合には IIがなされ 採用選考 たしてい 象とすることは、 に当たって、 身長 考に な 身長 F • · う い体者重 11 お 11 事理の価 者に . る場 いる者体がで 間

ま

لح

とする職 する場合。 を行うため い筋 いに必 つする あ ることを要 と要な筋 を 力ままれる

一務目 一 一 定 一 に つ い 。 。 。 。 単 について、 ・なる受付、 みを行う等防 であることを要件 あることを要件といない警備員の職いない警備員の職 出 0 チ エ

(2) とが転 できることを要件とする !居を伴う転勤に応じるこ

(1)

務

の

Ļ

方

0

で

違

反とならな

41

場

い別によ

があっても、法なよって異なる取りはならない職務な

扱

反と

違

す。 できる者の できる者の 転わ 居 ら合 ず、 を 2別として禁じられていま(件が含まれていることは、 一的な理 伴う転勤に応じることが 募集・採用に当たって、 ある採用 のみを対象とすること 由 が ない 基準の中に、 ic \$

具はす

いならない

こと又は複 できる者は 転居を伴れてきる者は 中に、 間接差別に該当しまも、合理的な理由が、転勤要件が含まれ数ある職種の変更の数ある職種の変更の者のみを対象とする す の男た 男女の均等な機へにめの特例措置 ポジティブ・フ んため 判断されますのでご注意くないかどうかは、個別具体ください。なお、法違反と的な例は、下の【表】をご

11

ために、事業主が、障となっている事はの均等な機会・待!!

情を

遇

0) 改確

ア

クション

0)

 $\bigcirc$ のに店 開店店 する計 • 広 • 支社 支社等を広 域 にわ 等はあ 画等も た ŋ ŋ るが な 展開する い場 か開 わ 人が する たり 長期 転転他間支 展支支

まとし、、の特別な事情により本人の特別な事情により本人の特別な事情により本人 ほとんどな e V

お 例えば、 て、男性 労働 0) 雇用 者と比

T **、ません。** 管理区

利の

扱う 象とする又は 措置 法違反とは (ポジティ 女 性 分 を

較して、

し下は況女 て同、に性 口

、女性が がにある [って ると判 ること いる場合労働者 が 断 い程 格差が 合 度 が具 少 74体な 割的い 在をに状

#### 性別による異なる取扱いが法違反とはならないものの例

ケースがあります。

- (1) 次に掲げる職務に従事する労働者に係る場合。
  - 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のい ずれかのみに従事させることが必要である職務
  - 守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させること が必要である職務
  - 宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上、その他の業 務の性質上、男女のいずれかのみに従事させることについて前記 2つと同程度の必要性があると認められる職務(業務の正常な遂 行上、一方の性でなければならない職務に限られます。単に、一 方の性に適していると考えられているだけでは該当しません。)
- (2) 労働基準法により女性の就業が制限される業務(坑内業務、危険 有害業務)や、保健師助産師看護師法により男性を就業させること ができない業務など、法令において男性又は女性のいずれかの就業 制限が行われているもの。
- (3) 風俗、風習等の相違により男女のいずれかが能力を発揮し難い海 外での勤務が必要な場合、その他特別の事情により労働者の性別に かかわりなく均等な機会を与え、又は均等な取扱いをすることが困 難であると認められる場合。

#### 財産開示手続き

「貸したお金が返ってこない」、「損害を 受けたのに賠償してくれない」というケー スがあります。この場合、支払督促や訴訟 となりますが、仮に訴訟で勝訴しても相手 が任意で支払をしない場合、強制執行とな ります。強制執行では、相手の財産を特定 する必要があります。不動産ならその不動 産の特定、預金や株式なら当該預金や株式 のある金融機関名とその支店名の特定が必 要。給与を差し押さえるなら勤務先情報が 必要となります。

相手名義の不動産の有無は法務局へ、口 座情報は金融機関へ、勤務先情報は市町村 や日本年金機構などに対して、財産調査を 照会先ごとに手続きせねばならず、コスト と時間がかかります。それでも相手の財産 が見つからなかった場合、訴訟や財産調査 の費用が無駄になってしまいます。

この問題解決のため、債務者が持つ財産

を開示させる「財産開示手続き」という制 度があります。財産開示手続きは、債権者 の申立により債務者が財産開示期日に裁判 所に出頭し、債務者の財産状況を陳述する 手続きです。財産開示手続きは2020年に 法改正され利用しやすくなっています。か つては、債務者が出頭しないまたは虚偽の 陳述をしたとしても30万円以下の過料の み科され、差し押さえられるより不出頭の 方が債務者の支払額が少なく、前科にもな らないため実効性が低く、利用が少ない状 況でした。

しかし2020年の改正で、財産開示手続 きの罰則が「6か月以下の懲役または50万 円以下の罰金」と厳罰化され実効性が高ま りました。また、「第三者からの情報取得 手続しが新設され、裁判所が金融機関や関 係行政機関等に問い合わせて債務者の預貯 金、不動産、給与債権などに関する情報の 開示を求めることができるようになりまし た。財産開示手続きは債権回収の切り札と して有効です。

# デジタル タトゥ

トです てしまうと完全に削除するのが込みや個人情報が、一度拡散し ターネット上で公開 デジタルタトゥー 『能であることを「入れ墨 さ れは

た書

トの導入を実践して適切な管理、セキュニ段階認証の利用、 害になる 今一 -度 りま のパ ス 用分 ュリティソフ 個人情報 ۴ 大切な情  $\mathcal{O}$ 強

険の現可

誰

いもが遭

遇する可 会に

能性 む

なトラブルです。

I T

化

社

潜

お

て被害者に

ŧ,

加

能であ です。

ることに例えた比喩表

を完全に消すことが不

タ

まうと甚大な被

化

0

でが流出してした他、各種サイトの 他、各記を 者に 被 各種サイトのパープライベート関連 染し も 原因 な 会社の 1) ファイル: の一つで 得 るデジ 業務 す。 共有 タル 資料 ウイ タ ゃ フ まの仕ルト

#### 大笑いをしよう!

昨年の阪神タイガースの38年振りの日 本一は記憶に新しいですが、あるうつを患っ た人が熱狂的なファンと一緒に阪神タイ ガースを応援するうちにうつが治ったとい います。カラオケで大熱唱、韓流スターの 推し活など何かに熱中する間に日常を忘れ ることは、脳をリセットするという点で大 切です。

山形県の40歳以上の男女1万7.152人 を5年以上経過観察した調査によると「月 に1回未満しか声を出して笑わない人」は 「週に1回以上声を出して笑っている人」と 比べ5年後に亡くなる確率が2倍近くにアッ プしたそうです。反対に、泣くことも負の 感情を発散させる効果があります。シクシ クではなく大泣きすることが有効です。映 画を観るなら映画館に、食事もテイクアウ トではなくたまには高級レストランに行っ てみるなど、非日常を味わうことも大切で す。楽しむことこそが健康を招いてくれま す。